

昭島市学校給食運営基本計画について（諮問）

昭島市学校給食運営基本計画について、昭島市学校給食運営審議会条例（平成4年昭島市条例第33号）第2条の規定に基づき、昭島市学校給食運営審議会に諮問したい。

（諮問理由）

昭島市学校給食運営基本計画については、令和8年度が最終年次となることから、新たな計画を策定するため、昭島市学校給食運営審議会の意見を求める必要がある。

昭教学給第 号

昭島市学校給食運営審議会会長

昭島市学校給食運営審議会条例（平成4年昭島市条例第33号）第2条の規定により、下記のとおり諮問します。

令和 8 年 月 日

昭島市教育委員会

記

諮問事項

昭島市学校給食運営基本計画について

1 諮問理由

昭島市学校給食運営基本計画については、令和8年度が最終年次となることから、新たな計画を策定するため、昭島市学校給食運営審議会の意見を求める必要がある。